

鳥取市伝統工芸品等活用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市伝統工芸品等活用推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えて県外から誘客を積極的に進めようとする宿泊事業者等の伝統工芸品等の購入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外からの観光客の減少や展示会等のイベントの中止に伴い、需要が落ち込み厳しい状況にある伝統工芸品等製造販売事業者の事業継続につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統工芸品等 鳥取市内で製造される、別表1に掲げる経済産業大臣が指定する伝統的工芸品若しくは鳥取県知事が指定する郷土工芸品又はこれらに準ずる工芸品をいう。
- (2) 伝統工芸品等製造販売事業者 鳥取市内に主たる事業所を置き、伝統工芸品等の製造又は販売を行う者をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市に事業所を有する次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた同法第2条に定める旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業をいう。）を営む事業者
- (2) 不特定多数の者が利用する観光施設又は保養施設を管理運営する事業者
- (3) 飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき鳥取市保健所の許可を受けたものをいう。）を営む事業者
- (4) その他伝統工芸品等を業務用として積極的に活用するサービスを供する事業者

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の申請を行う事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者
- (3) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力

団

- (4) 鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

（補助対象事業）

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、伝統工芸品等製造販売事業者から伝統工芸品等を購入し、活用することによって施設利用者等への伝統工芸品等の宣伝につながる、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設内への展示・装飾又は宿泊・来館者の使用に供するため購入するもの
- (2) 施設内の改装のため資材として購入するもの

（実施期間）

第6条 補助対象事業は、本補助金の交付決定後に着手し、令和6年1月末日までに完了しなければならない。

（補助金の算定等）

第7条 本補助金は、別表2第1欄に掲げる補助対象経費に、同表第2欄に定める補助率を乗じて算定（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第3欄に掲げる限度額を上限とする。

（交付申請）

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）

（交付決定の時期等）

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

（着手届の提出）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

（承認を要しない変更）

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別表1(第3条関係)

区 分	種 類	工芸品名
経済産業大臣指定伝統的工芸品	和紙	因州和紙
鳥取県知事指定郷土工芸品	陶磁器	牛ノ戸焼
		因州・中井窯
		山根窯
	郷土玩具	流しびな
	竹製品	竹細工
		鹿野菅笠
		因幡の踊り傘
木工品	欄間彫刻	
	麒麟獅子	
上記に準ずる工芸品	上記以外の工芸品で、その製造過程の主要部分が手工業的で、販売を目的として鳥取市内において製造されるもの	

別表2（第7条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 限度額
伝統工芸品等の購入に係る経費（消費税及び地方消費税は除く。）で総額4万円以上となるものとする。ただし、経費のうち、施設内への納入等に係る諸経費は5万円を上限とする。	3/4	150千円